

報道関係者各位

平成23年5月27日

福島第一原発作業員健康管理等対策推進室

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

労働衛生課長 鈴木 幸雄

永田・毛利 (内線5497)

(代表) 03 (5253) 1111

(直通) 03 (3502) 6755

(FAX) 03 (3502) 1598

福島第一原発で常時医師を配置する体制が整いました。 福島第一原発で常時医師を配置する体制が整いました。

このたび、別紙のとおり、(独)労働者健康福祉機構(※1)に対し、福島第一原発の労働者の健康管理に従事する医師の派遣について、協力を要請した結果、常時医師を配置する体制が整いましたので、報告いたします。

- 現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という。)においては、事故の収束に向け、多くの労働者の方に従事いただいております。
- こうした労働者の健康管理に当たっては、作業の特殊性にかんがみ、緊急時に医師が速やかに対応できる体制を構築する等の特段の対応が必要です。
- このたび、福島第一原発において、常時医師を配置する体制を整備する観点から、(独)労働者健康福祉機構(※1)に、医師の派遣を要請いたしました。
- これまでの産業医科大学から派遣されている医師(※2)に加えて、労災病院の医師が配置されることにより、福島第一原発内において、24時間体制の労働者の健康管理が可能となります。

(※1) 全国30ヶ所の労災病院を運営。

(※2) 5月15日(日)より、東京電力株式会社の要請に応じ派遣。

○ 別紙

(別紙)

基安発0526第1号
平成23年5月26日

独立行政法人 労働者健康福祉機構
理事長 名川 弘一 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(福島第一原発作業員健康管理等対策推進室長)

福島第一原発における医師派遣について (要請)

現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）においては、事故の収束に向け、多くの労働者が緊急作業をはじめとした作業に従事しているところです。福島第一原発における労働者の健康管理にあたっては、作業の特殊性にかんがみ、緊急時に医師が速やかに対応できる体制を構築する等の特段の対応が必要であると認識しております。

つきましては、貴機構におかれまして、下記のとおり労働者の健康管理に従事する医師の派遣に御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 場所 福島第一原発
(福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22番地)
- 2 期間 当面の間
- 3 その他
 - ・ 交通費、宿泊費等の実費及び報酬は東京電力株式会社が負担すること。
 - ・ 業務内容等の詳細については、東京電力株式会社と調整すること。

以上